

# 令和元年10月制度改正・報酬改定及び 障害者総合支援給付支払等システムに関する説明会資料



日時：令和元年10月24日（木）

場所：コンパルホール3階 多目的ホール

大分県国民健康保険団体連合会

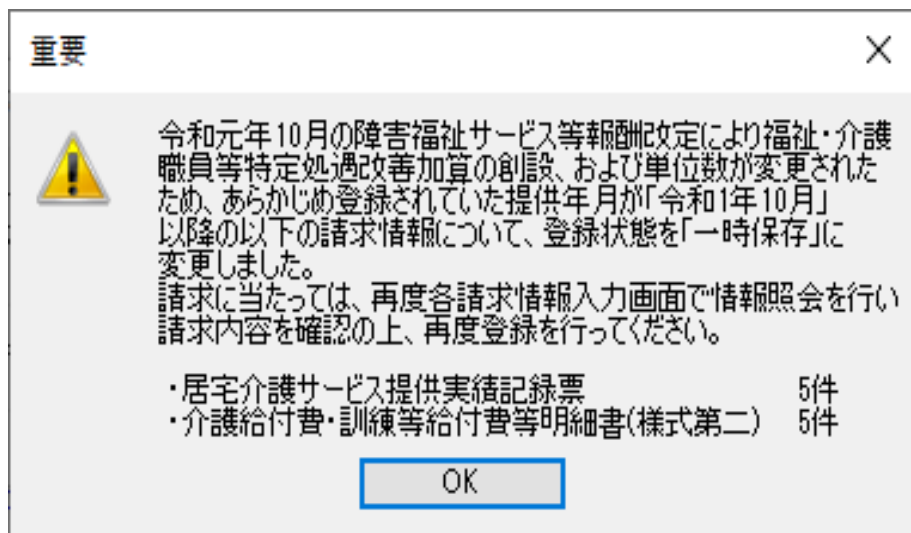
1. 障害福祉サービス費の請求時に関する注意事項とシステムの変更内容
  - ・電子請求受付システム(簡易入力)のバージョンアップについて
  - ・就学前障害児の発達支援の無償化について
  - ・福祉・介護職員処遇改善加算について
  
2. 請求後の審査における警告・エラーのお知らせ
  - ・就学前障害児の無償化に関するもの
  - ・福祉・介護職員処遇改善加算に関するもの
  - ・警告からエラーに移行するもの
  
3. FAQの案内
  - ・就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体FAQ  
(令和元年8月29日出版)
  
4. 【通知】「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」について
  
5. 令和元年11月の請求について
  - ・審査の概要
  - ・事業所台帳参照機能の紹介
  - ・その他対応

# 1. 障害福祉サービス費の請求時に関する注意事項とシステムの変更内容

## 電子請求受付システム(簡易入力)のバージョンアップについて

**Ver2.24** 以前の簡易入力システムにてサービス提供年月が令和元年10月以降で登録されている請求情報及び請求年月が令和元年11月以降で作成されている請求情報のCSV ファイルについて、**Ver2.25** バージョンアップ後の初回起動時に登録されている請求情報の登録状態を[一時保存]に変換し、作成されている請求情報のCSVファイルが削除されるようになります。

また、対象となる情報が存在する場合、簡易入力システムの初回起動時に以下の確認メッセージが表示されるようになります。(※)



Ver.2.25のリリース、変更内容については電子請求受付システムのお知らせよりご確認ください。

※ 対象となる情報が存在しない場合、表示されません。

# 就学前障害児の発達支援の無償化について

## 《請求前に確認すること》

- ・対象となるサービス
- ・対象者→受給者証への記載がまだされていない場合があるので、判断ができないときは市町村に確認

## 無償化対象の登録する【受給者情報(詳細)】画面

障児支援 電子請求受付システム (簡易入力) - 受給者情報保守 & 支給決定情報保守

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

支給都道府県等 ※ 国保県 国保県 受給者証番号 ※ 999999999  サービス利用終了

登録  
クリア  
削除

給付決定 保護者	居住地	〒 111-2345	住所 ※	国保県国保A市国保a町
	フリガナ	国保 太郎		
	氏名 ※	国保 太郎		
	生年月日 ※	平成 5年 4月 1日	性別	男
障害児	フリガナ	国保 花子		
	氏名	国保 花子		
	生年月日	平成 20年 4月 1日	性別	女

《無償化対象》タブを追加します。

受給者情報(詳細)

全情報 | 障児相談支援給付費 | 特定入所障児児童養育給付費 |  利用者負担上限月額 | 食事提供加算 | 利用者負担上限額管理 | 多子軽減対象 | **無償化対象**

No.	2
無償化対象区分 ※	
適用期間 ※	令和 年 月 ~ 令和 年 月

選択	No.	無償化対象区分	適用期間	
			開始年月	終了年月
▶	1	対象	2021年10月	令和04年03月

無償化対象の情報を入力します。

明細追加  
明細修正  
明細削除  
明細クリア

©20191028010 v2.25.0

### [放課後等デイサービスの受給者の場合]

放課後等デイサービスは無償化対象外のサービスのため、無償化対象の情報を登録する必要はありません。

### [放課後等デイサービス以外の受給者の場合]

無償化対象の情報を以下の通り登録します。

#### ①令和元年10月時点で就学している場合

(生年月日が平成24年4月1日以前の場合)

令和元年10月時点で既に就学しており無償化対象外となる場合、《無償化対象区分》欄に[対象外]を選択し、《適用期間(開始年月)》欄に[令和1年10月]を入力し登録します。《適用期間(終了年月)》欄は未入力とします。

#### ②令和元年10月時点で未就学、かつ無償化対象期間中である場合

(生年月日が平成25年4月2日～平成28年4月1日の場合)

平成31年4月1日時点で3歳以上であり無償化の対象となる場合、《無償化対象区分》欄に[対象]を選択し、《適用期間(開始年月)》欄に[令和1年10月]を入力し、《適用期間(終了年月)》欄に無償化対象期間が終了する年月を入力し登録します。



# 福祉・介護職員処遇改善加算について

## 【処遇改善情報(明細)】画面

《特定処遇改善加算の有無》欄及び《特定処遇改善加算区分》欄を追加します。

選択	No.	適用開始年月	処遇改善加算の有無	主たる事業所サービス種別	キャリアパス区分	福祉・介護職員等特定処遇改善 特定処遇改善加算の有無	福祉・介護職員等特定処遇改善 特定処遇改善加算区分
	1	令和01年10月		33：共同生活援助（介護サービス包括型）	1	有り	1

《特定処遇改善加算区分》欄について、サービス種類が施設入所支援以外の場合、必須入力を表す[※]が表示されます。

明細行が2行で表示されます。

適用開始年月を入力します

s20191026010 v2.25.0

## [特定処遇改善加算の有無]

①《適用開始年月》欄が令和1年9月以前の場合

→入力不可となります。

②《適用開始年月》欄が令和1年10月以降の場合

・《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]のいずれかの場合

→[無し][有り]のいずれかを選択します。

・《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]以外の場合

→入力不可となります。

## [特定処遇改善加算区分]

①《特定処遇改善加算の有無》欄が[無し]の場合

→入力不可となります。

②《特定処遇改善加算の有無》欄が[有り]の場合

→サービス種類及び《主たる事業所サービス種類》欄の選択内容(※1)

に応じて、[Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。



※1 サービス種類及び《主たる事業所サービス種類》欄の選択内容に応じた《特定処遇改善加算区分》欄の項目値は、以下の通りです。

サービス種類	《主たる事業所サービス種類》欄の 選択内容	《特定処遇改善加算 区分》欄の項目値
<b>(障害福祉サービス)</b>		
居宅介護・重度訪問介護・同行援護 行動援護・療養介護・施設入所支援 宿泊型自立訓練・共同生活援助	(入力不可)	[ I ] [ II ]
重度障害者等包括支援	(入力不可)	(入力不可)
短期入所	(未入力) [22:生活介護]	(入力不可)
	[33:共同生活援助(介護サービス包括型)] [33:共同生活援助(外部サービス利用型)] [33:共同生活援助(日中サービス支援型)] [34:宿泊型自立訓練]	[ I ] [ II ]
生活介護 自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練) 就労移行支援・就労移行支援(養成施設) 就労継続支援A型・就労継続支援B型	(未入力)	[ I ] [ II ]
	[32:施設入所支援]	(入力不可)
<b>(障害児支援)</b>		
福祉型障害児入所支援 医療型障害児入所支援 児童発達支援・医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	(入力不可)	[ I ] [ II ]
居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	(入力不可)	(入力不可)

## 《特定処遇改善加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合の【請求明細書自動作成確認】画面

請求明細書自動作成確認

サービス開始日等

サービス種別	開始年月日			終了年月日				
11	令和	1	年10月1日	令和	年	月	日	
	令和	年	月	日	令和	年	月	日

自動作成された特定処遇改善加算のサービスコードが自動作成されるサービス部に表示されま  
す。

サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
111123	652単位	2回	1,304単位	
2 居介持地加算	118015	198単位	1回	198単位
3 居介処遇改善加算 I	118715	453単位	1回	453単位
4 居介特定処遇改善加算 I	118772	111単位	1回	111単位

加算のサービス  
追加する加算サービスの回数を設定してください。

No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
1	居介増収吸引等支援体制加算	118100	100単位			

背景色が水色の箇所は

自動作成されるサービス部、または加算のサービス部において、《単位数》欄、または《回数》欄を入力した場合、特定  
処遇改善加算の単位数の再計算が行われます。

キャンセル

s20191028010 v2.25.0

## 2. 請求後の審査における警告・エラーのお知らせ

### 就学前障害児の無償化に関するもの

#### チェックの主な変更内容

- ・就学前障害児の発達支援の無償化対象児童の請求について、「利用者負担額②」が「0」(ゼロ)であること。
- ・利用者負担上限額管理加算が請求されている場合、就学前障害児の発達支援の無償化対象児童ではないこと。

エラーコード		エラー内容
EN21	エラー	資格:請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません
EN24	エラー	資格:請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません
EN25	エラー	資格:請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が受給者台帳の給付費等の額の特例情報「都道府県等が定める額」と一致していません
EN29	エラー	資格:請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」に応じた値と一致していません
PK29	警告重度	▲資格:障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています

## 福祉・介護職員処遇改善加算に関するもの

### ①共通

#### チェックの主な変更内容

・退所後に、退所時特別支援加算、地域移行加算、または自立生活支援加算のみ算定されていると判断する請求サービスコードの組み合わせ条件に、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を追加する。

(障害福祉サービス)

エラーコード		エラー内容
EG08	エラー	資格: 障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG09	エラー	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません
EG12	エラー	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません
EG13	エラー	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EG20	エラー	資格: 受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です
EG42	エラー	資格: 食事提供加算適用有効期間外のため、食事提供加算は算定できません
EG44	エラー	資格: 法第三十一条に基づく給付率の有効期間外の受給者です
EG51	エラー	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の補足給付情報が登録されていません
EG79	エラー	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG88	エラー	資格: 受給者台帳の「障害支援区分」の期間が有効期間外です

## (障害児支援)

エラーコード		エラー内容
EG09	エラー	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません
EG12	エラー	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません
EG13	エラー	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EG42	エラー	資格:食事提供加算適用有効期間外のため、食事提供加算は算定できません
EG45	エラー	資格:障害児支援受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です
EG46	エラー	資格:障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG51	エラー	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の補足給付情報が登録されていません
EG80	エラー	資格:障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません
EG81	エラー	資格:障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の給付費等の額の特例情報が登録されていません

## ②介護給付費・訓練等給付費等明細書情報、特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報、地域相談支援給付費明細書情報

### チェックの主な変更内容

・福祉・介護職員等特定処遇改善加算において、算定回数、サービス単位数、事業所台帳の算定要件が妥当であること。

エラーコード		エラー内容
EE22	エラー	受付:規定の単位数を超えた請求です
EF16	エラー	受付:処遇改善の加算率等を取得できませんでした
EF64	エラー	受付:特定処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超えています
PC18	警告	※受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません
PC19	警告	※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算
PC20	警告	※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
PC21	警告	※受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード1」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
PC22	警告	※受付:事業所台帳の「主たる事業所施設区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
PC23	警告	※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません
PB23	警告	※受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求ではありません

### ③障害児施設給付費明細書情報、障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報、特例障害児通所給付費等明細書情報

#### チェックの主な変更内容

・福祉・介護職員等特定処遇改善加算において、算定回数、サービス単位数、事業所台帳の算定要件が妥当であること。

エラーコード		エラー内容
EE22	エラー	受付:規定の単位数を超えた請求です
EF16	エラー	受付:処遇改善の加算率等を取得できませんでした
EF64	エラー	受付:特定処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超えています
PK25	警告	※受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、特定処遇改善加算は算定できません
PK26	警告	※受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
PK27	警告	※受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」が「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」以外のため、特定処遇改善加算は算定できません
PK28	警告	※受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません

# 警告からエラーに移行するもの

エラーになったものは返戻されます

## 令和元年11月審査分からエラーに移行するエラーコード(126コード)

No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
1	EE28	★受付:事業所台帳に利用日数特例情報が登録されていません	受付:事業所台帳に利用日数特例情報が登録されていません
2	EE43	★受付:事業所台帳に請求明細書の日中支援加算欄の「指定事業所番号」に該当する事業所が登録されていません	受付:事業所台帳に請求明細書の日中支援加算欄の「指定事業所番号」に該当する事業所が登録されていません
3	EE46	★受付:請求額集計欄の「給付率」に市町村の定める地域生活支援単位数表と異なる値が設定されています	受付:請求額集計欄の「給付率」に市町村の定める地域生活支援単位数表と異なる値が設定されています
4	EE47	★受付:事業所台帳の事業者負担減免届出が「免除」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」と一致する必要があります	受付:事業所台帳の事業者負担減免届出が「免除」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」と一致する必要があります
5	EE49	★受付:「単位数」が市町村の定める地域生活支援単位数を超えています	受付:「単位数」が市町村の定める地域生活支援単位数を超えています
6	EE50	★受付:請求明細書の請求額集計欄の「単位数単価」が10円ではありません	受付:請求明細書の請求額集計欄の「単位数単価」が10円ではありません
7	EE84	★受付:入院時支援特別加算に該当する単位数表が存在していません	受付:入院時支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
8	EE85	★受付:家庭連携加算に該当する単位数表が存在していません	受付:家庭連携加算に該当する単位数表が存在していません
9	EE86	★受付:訪問支援特別加算に該当する単位数表が存在していません	受付:訪問支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
10	EE87	★受付:帰宅時支援加算に該当する単位数表が存在していません	受付:帰宅時支援加算に該当する単位数表が存在していません
11	EE88	★受付:入院・外泊加算に該当する単位数表が存在していません	受付:入院・外泊加算に該当する単位数表が存在していません
12	EE93	★受付:欠席時対応加算に該当する単位数表が存在していません	受付:欠席時対応加算に該当する単位数表が存在していません
13	EF19	★受付:事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません	受付:事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません



No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
14	EF22	★受付:障害児施設台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません	受付:障害児施設台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
15	EF42	★受付:継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません	受付:継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
16	EF48	★受付:初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません	受付:初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません
17	EF49	★受付:初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません	受付:初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません
18	EF50	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません	受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
19	EF51	★受付:入院時情報連携加算Ⅰと入院時情報連携加算Ⅱは同月に算定できません	受付:入院時情報連携加算Ⅰと入院時情報連携加算Ⅱは同月に算定できません
20	EF52	★受付:特定事業所加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱ、特定事業所加算Ⅲ、特定事業所加算Ⅳは同月に算定できません	受付:特定事業所加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱ、特定事業所加算Ⅲ、特定事業所加算Ⅳは同月に算定できません
21	EF53	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません	受付:サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません
22	EF54	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません	受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
23	EF55	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません	受付:サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
24	EF57	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません	受付:サービス利用支援費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
25	EF58	★受付:継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません	受付:継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
26	EF60	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません	受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません
27	EG14	★資格:請求明細書の「特定入所障害児食費等給付費・算定日額」が障害児支援受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています	資格:請求明細書の「特定入所障害児食費等給付費・算定日額」が障害児支援受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
28	EG29	★資格:上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています	資格:上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています

No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
29	EG30	★資格:請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています	資格:請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
30	EG32	★資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(円/日)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています	資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(円/日)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
31	EG66	★資格:重度包括の単位数単価が単価表に存在しません	資格:重度包括の単位数単価が単価表に存在しません
32	EG67	★資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(日額)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(円/日)」を超えています	資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(日額)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(円/日)」を超えています
33	EG70	★資格:受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません	資格:受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません
34	EG71	★資格:受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません	資格:受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません
35	EQ21	★受付:送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています	受付:送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています
36	EQ22	★受付:保育職員加配加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています	受付:保育職員加配加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています
37	EQ23	★受付:心理担当職員配置加算(公認心理師の場合)の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています	受付:心理担当職員配置加算(公認心理師の場合)の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています
38	EQ24	★受付:特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	受付:特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
39	EQ43	★受付:体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています	受付:体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています
40	EQ44	★受付:体験利用加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています	受付:体験利用加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています

No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
41	EQ45	★受付:体験宿泊加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています	受付:体験宿泊加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています
42	EQ47	★受付:行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	受付:行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
43	EQ48	★受付:要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	受付:要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
44	EQ49	★受付:精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	受付:精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
45	EL06	★受付:「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります	受付:「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります
46	EL88	★受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です	受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
47	EL89	★受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です	受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
48	EL90	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です	受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です
49	EL91	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています	受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています
50	EL93	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています	受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています
51	EL94	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています	受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
52	EN02	★資格:受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません	資格:受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません

No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
53	PA56	★資格:受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません	資格:受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません
54	PB07	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
55	PB08	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません	受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
56	PB44	★資格:受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません	資格:受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません
57	PB45	★受付:受託居宅介護サービス費を請求する場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の請求が必要です	受付:受託居宅介護サービス費を請求する場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の請求が必要です
58	PJ56	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
59	PJ57	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません	受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
60	PS81	★受付:実績記録票の重度包括の「加算後単位数」が「基本単位数」に「加算」の割合を乗じた単位数と一致していません	受付:実績記録票の重度包括の「加算後単位数」が「基本単位数」に「加算」の割合を乗じた単位数と一致していません
61	PS82	★受付:実績記録票の重度包括の「単位数」が「加算後単位数」と「派遣人数」から算出した値と一致していません	受付:実績記録票の重度包括の「単位数」が「加算後単位数」と「派遣人数」から算出した値と一致していません
62	PS84	★受付:重度包括の実績記録票の「サービス内容」に同一日付で「短期入所」、または「共同生活援助」の明細が2件以上存在しています	受付:重度包括の実績記録票の「サービス内容」に同一日付で「短期入所」、または「共同生活援助」の明細が2件以上存在しています
63	PT32	★受付:実績記録票の重度包括の「基本単位数」が「適用単価」から算出した単位数と一致していません	受付:実績記録票の重度包括の「基本単位数」が「適用単価」から算出した単位数と一致していません
64	PT87	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「開始時間」の設定が必要です	受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「開始時間」の設定が必要です

No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
65	PT88	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「終了時間」の設定が必要です	受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「終了時間」の設定が必要です
66	PU12	★受付:提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています	受付:提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています
67	PU14	★受付:実績記録票の「サービス内容」と「重度包括・加算」の関係が不正です	受付:実績記録票の「サービス内容」と「重度包括・加算」の関係が不正です
68	PU51	★受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています	受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています
69	PU61	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません	受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません
70	PU62	★受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
71	PU63	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されていません	受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されていません
72	PU64	★受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
73	PU80	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています
74	PU96	★受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません	受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません
75	PU97	★受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
76	PW01	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています
77	PW02	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
78	PW04	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
79	PW05	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています

No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
80	PW06	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません
81	PW07	★受付:体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超えています	受付:体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超えています
82	PW08	★受付:体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超えています	受付:体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超えています
83	PW09	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません
84	PW10	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません	受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
85	PW18	★受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません	受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません
86	PW23	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています	受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
87	PW26	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています
88	PW27	★受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)である必要があります	受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)である必要があります
89	PW37	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています	受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
90	PP67	★支給量:実績記録票の「退居日」の翌日以降に受託居宅介護サービス費は算定できません	支給量:実績記録票の「退居日」の翌日以降に受託居宅介護サービス費は算定できません
91	PP72	★支給量:算定されたサービスコードの請求明細書の「回数」の合計が決定支給期間中の算定可能回数を超えています	支給量:算定されたサービスコードの請求明細書の「回数」の合計が決定支給期間中の算定可能回数を超えています
92	PP84	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません
93	PP86	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません
94	PQ38	★支給量:請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えています

No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
95	PQ39	★支給量:請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算(回)」を超えています
96	PQ40	★支給量:請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算(回)」を超えています
97	PQ41	★支給量:請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算(回)」を超えています
98	PQ42	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
99	PQ43	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
100	PQ44	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
101	PQ45	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅴ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅴ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています
102	PQ46	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅵ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅵ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています
103	PQ47	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
104	PQ48	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
105	PQ49	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています

No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
106	PQ50	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
107	PQ51	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
108	PQ52	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
109	PQ53	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅴの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅴの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています
110	PQ54	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています
111	PQ55	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅶの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅶの算定回数を超えています	支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅶの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅶの算定回数を超えています
112	PQ56	★支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」の年月と一致していません	支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」の年月と一致していません
113	PQ57	★支給量:請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算(回)」を超えています
114	PQ58	★支給量:請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算(回)」を超えています
115	PQ60	★支給量:請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算(回)」を超えています
116	PQ62	★支給量:請求明細書の単独型加算(長時間)の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算(一定の条件)(回)」を超えています	支給量:請求明細書の単独型加算(長時間)の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算(一定の条件)(回)」を超えています



No.	エラーコード	変更前メッセージ ★警告(エラー移行対象)※1	変更後メッセージ エラー※1
117	PQ63	★支給量:請求明細書の重度障害者支援加算(一定の条件)の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の重度障害者支援加算(一定の条件)の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算(回)」を超えています
118	PQ64	★支給量:請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算(回)」を超えています
119	PQ67	★支給量:請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算(回)」を超えています
120	PQ68	★支給量:請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算(回)」を超えています
121	PQ70	★支給量:就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「1」以上である必要があります	支給量:就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「1」以上である必要があります
122	PQ72	★支給量:特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算(回)」は「1」以上である必要があります	支給量:特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算(回)」は「1」以上である必要があります
123	PQ73	★支給量:自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上である必要があります	支給量:自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上である必要があります
124	PQ74	★支給量:同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援(回)」は「1」以上である必要があります	支給量:同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援(回)」は「1」以上である必要があります
125	PQ77	★支給量:請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算(回)」を超えています
126	PQ78	★支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています	支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています

※1 メッセージ(先頭1桁)「※:警告」「▲:警告(重度)」「★:警告(エラー移行対象)」「記号なし:エラー」

### 3. FAQの案内

#### ・就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体FAQ

(令和元年8月29日出版)

(一部抜粋)

No.	問	答
10	就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。	現物給付となります。
12	受給者証への無償化の記載方法について、記載頁や記載欄、表記はどのようにすればよいですか。また、受給者証に記載する期間は、通所給付決定有期最長1年以内の期間と連動した期間を記載するということですか。	<p>「障害児給付費にかかる通所給付決定事務等について(令和元年7月1日)」において様式例としてお示ししたとおり、(五)「特記事項欄」に下記のとおり表記してください。</p> <p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無償化対象児童(対象期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)</li> </ul> <p>また、受給者証に記載する期間は、支給決定期間にかかわらず、当該児童の無償化対象となる期間(最長3年間)を記載することとしています。</p>
13	無償化対象期間前に対象サービスの支給申請や更新・変更手続きがあった場合、受給者証の特記事項欄に記載する無償化対象期間の始期は、未来の日付で印字しても差し支えありませんか。	受給者証に記載する無償化対象期間の始期は、未来の日付であっても差し支えありませんが、保護者や事業者が混乱しないよう、適切な周知をお願いします。
14	無償化の対象となる障害児に係る受給者証については、制度開始と同時に対象児童である旨の印字が必要となりますか。	<p>令和元年(2019年)10月時点において既に支給決定を受けている場合は、制度開始と同時に受給者証に無償化対象児童である旨の印字がされている必要はなく、受給者証の更新の際に順次記載いただくことで差し支えありません。</p> <p>なお、令和元年(2019年)10月時点で受給者証に印字のない無償化対象児童については、受給者証の更新までの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化対象児童かどうかを確認し、請求を行うことを想定しています。</p> <p>市町村の判断により、更新時期を待たずに一斉に印字を行うなど、市町村により印字時期の取扱いが異なる場合も考えられることから、事業者の事務に混乱をきたさないよう、受給者証への印字の実施時期等についてはあらかじめ管内事業者等に対し適切に周知いただくようお願いいたします。</p>

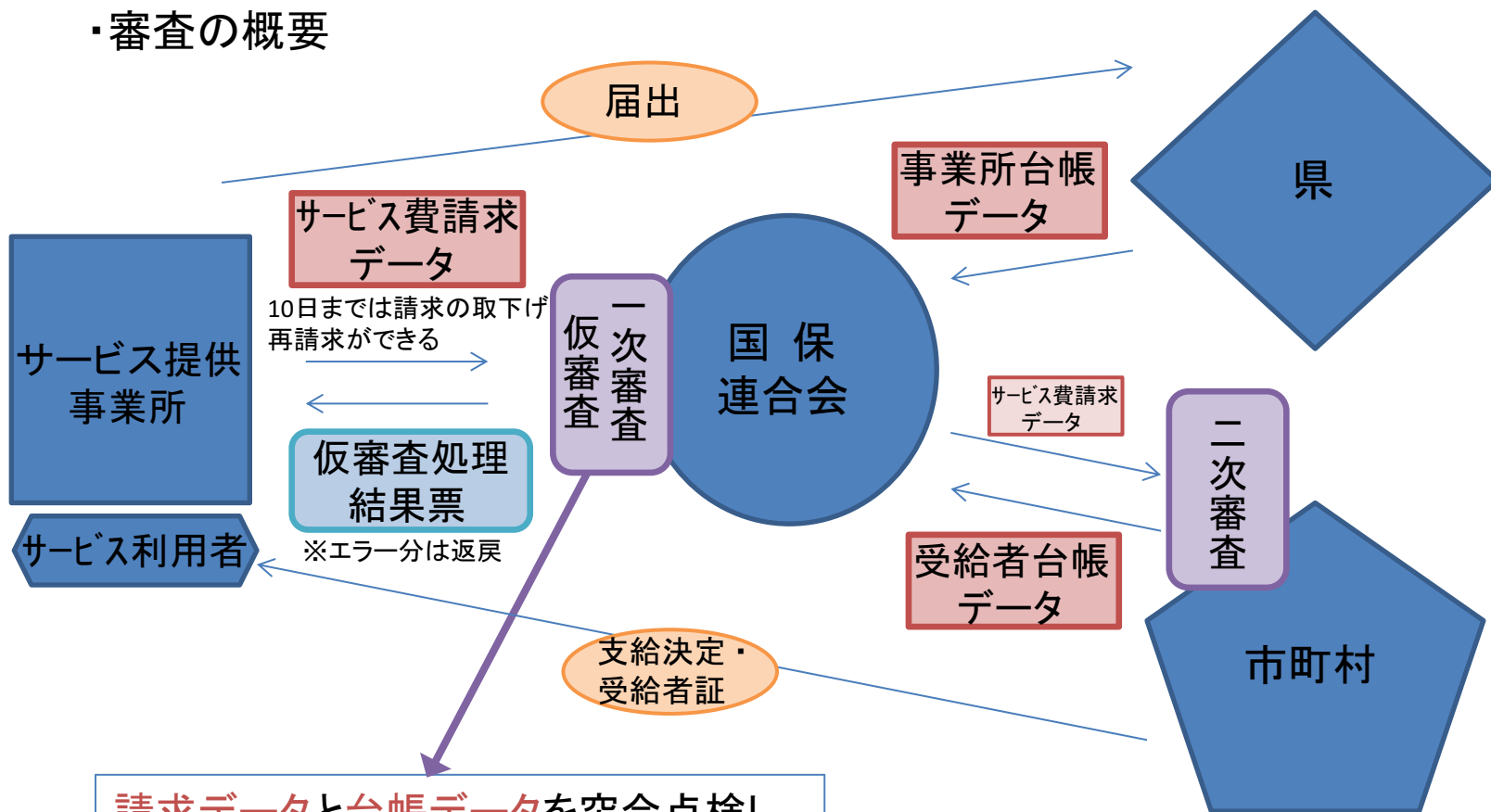
No.	問	答
16	無償化対象児童に係る「障害児通所給付費・入所給付費等明細書(様式第二)」の「利用者負担上限月額①」の欄には、0円ではなく所得区分に応じた金額を記載することですが、受給者証の「負担上限月額」欄についても同様ですか。	お見込みのとおりです。 無償化対象児童であるか否かにかかわらず、受給者証の「負担上限月額」欄については、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、受給者証の「特記事項」欄に無償化対象児童であることを付記していただきますようお願いいたします。
17	無償化の開始時点で対象となる児童について、変更申請の提出を求めることなく、職権により10月1日より利用者の負担上限月額を0円に変更決定し、支給決定の残り期間について利用者の負担上限月額を0円とした受給者証と決定通知を送付しても構いませんか。	受給者証及び決定通知に記載する利用者の負担上限月額については、0円ではなく、所得区分に応じた本来の金額を記載したうえで、無償化対象児童であること及び無償化対象期間を付記していただきますようお願いいたします。 また、保護者からの通知の求めがあった場合を除き、無償化対象児童となったとき又は無償化対象児童でなくなったときの保護者への通知は不要です。
18	事業者がサービス費を請求する際、無償化の対象児童であるかどうかの確認は、制度開始後しばらくの間は生年月日による確認により対応し、その後は受給者証へ無償化対象児童であることの印字を行うことから、利用者の負担上限月額を決定するための収入認定を省略することができますか。	支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります。 なお、お見込みのとおり、制度導入後の当面の措置として、受給者証の印字が無い場合でも、生年月日で無償化対象児童の判断を行っていただいて差し支えありません。
21	受給者証の特記事項欄について、多子軽減及び無償化双方の対象児童であった場合、両方の記載が必要となりますか。	お見込みのとおりです。 多子軽減の適用対象は給付決定保護者であり、多子軽減適用の対象となるか否かを確認するために世帯の児童数を数える際には、無償化対象児童も算入することとなります。 また、多子軽減により軽減される利用者負担(10/100→5/100又は0/100)を計算する際も、無償化対象児童を含めたうえで第何子であるかにより判断します。 このように、利用者負担額の決定に当たっては、多子軽減の対象となるか否かと無償化の対象となるか否かの両方を参照することとなるため、受給者証についても事務処理要領等において両方記載いただく旨を記載しています。
23	事業者の請求事務について、国民健康保険団体連合会への請求方法はどのようにしますか。	多子軽減(第3子以降)の請求と同様に、請求明細書の「利用者負担額②」の項目に、「0」円を設定して請求します。

No.	問	答
30	就学前の障害児通所支援における多子軽減制度については、無償化後も、制度内容や多子軽減の計算方法など変更はありませんか。	多子軽減の制度内容については変更はなく、多子軽減適用世帯に無償化対象児童がいる場合、無償化対象児童も世帯の児童数に数えて算定してください。多子軽減適用世帯に無償化対象児童がいる場合は、当該児童分の利用者負担額は0として算定することになります。 (別添資料「多子軽減イメージ図」をご参照ください)
33	無償化対象児童の利用者負担についても、利用者負担上限額管理は必要ですか。	利用者負担上限額管理が必要となる児童は、支給決定障害児のうち支給決定時に負担額が利用者負担上限月額を超える可能性があるものとして市町村が認定した者で、同一月において複数事業所を利用する方ですが、無償化対象児童はこの条件に合致しないことから、利用者負担上限額管理は不要であり、利用者負担上限額管理加算も対象外となります。
34	無償化対象児童の場合、上限額管理を行う必要はないとのことですが、無償化対象児童になる以前から対象サービスを利用しており、上限額管理の対象となっていた児童については、無償化に併せて上限額管理事業所の廃止の手続きをするべきですか。	無償化に関係なく、上限額管理の対象となる児童であっても上限額管理の必要がない月に上限額管理事業所の廃止の手続きをとる必要はないことから、上限額管理の必要がない無償化対象期間中についても廃止手続きをとる必要はありません。
35	無償化対象児童は上限額管理が不要とのことですが、受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄には必ず「無」と記載することになりますか。	無償化対象期間中は上限額管理を行いませんが、受給者証の有効期間中に無償化対象期間終了後、引き続き複数事業所を利用することなどにより上限額管理が発生する場合も考えられることから、無償化対象児童の受給者証に「有」と記載しても差し支えありません。
37	複数の障害児がいる世帯で、例えば第二子だけが無償化対象児童となった場合、第二子については上限額管理は不要となりますが、第一子についても上限額管理を行わないこととなりますか。	左記の例で、第一子が2以上の事業所を利用している場合は、第二子の無償化に関わらず上限額管理が必要になります。複数の障害児がいる世帯で、それぞれ1事業所のみを利用していた場合は、第二子の無償化により、事業所間で世帯の利用料を配分する必要がないことから、第一子の上限額管理も不要となります。



## 5. 令和元年11月の請求について

### ・審査の概要



請求データと台帳データを突合点検し、エラー・警告が発生すると仮審査処理結果票が出力される。請求データの内エラー分は返戻となり請求が通らない。警告分は二次審査に。

請求受付期間	仮審査日程
11月1日(金)～10日(日)	11月8日(金)

7日(木)請求分までが仮審査の点検対象です。

## ・事業所台帳参照機能の紹介

国保連合会で登録されている事業所台帳情報を参照できます。

電子請求受付システムにログイン後→ユーザ情報

電子請求受付システム ユーザ情報 - Internet Explorer  
https://www.jshien.e-seikyuu.jp/Shinsei/main

お知らせ 照会一覧 FAQ マニュアル ダウンロード 証明書 ユーザ情報 ログアウト

ユーザ情報 最終ログイン日時:2019年10月18日 08時50分24秒 時刻 16:22:02

メニューを選択し、【次へ】ボタンを押してください。

- 事業所情報参照**
  - 提供するサービス情報等の参照を行う場合には、こちらを選んでください。  
※ 変更内容が反映されるまでに数日かかる場合があります。
- パスワード変更
  - パスワードの変更を行う場合には、こちらを選んでください。
- メールアドレス登録・変更
  - メールアドレスの登録・変更を行う場合には、こちらを選んでください。
- セキュリティコード設定
  - セキュリティコードの設定を行う場合には、こちらを選んでください。

次へ

## ・その他対応

### Windows 7 の製品サポート終了への対応について

令和2年1月14日(日本時間)を以って、Microsoft 社のWindows 7 の製品サポートが終了します。製品サポート終了後は、セキュリティ更新プログラムの提供が無くなり、セキュリティリスクが高まるため、電子請求受付システムにおいても、令和2年1月15日以降は動作保証対象外とします。Windows 7 のサポート終了に伴う電子請求受付システムの対応及び障害者総合支援電子請求ヘルプデスクの対応は、以下の通りです。

#### (1) Windows 7 のサポート終了日

令和2年1月14日(火)(日本時間)

#### (2) 電子請求受付システムの対応

サポート終了するOS :

Microsoft® Windows® 7 Service Pack 1

対応方法 :

Service Pack の適用に関わらず、Microsoft Windows 7 のサポートは終了となりますので、Windows 7 以外の動作保証対象のOS へ移行してください。

なお、Windows 7 以外の動作保証対象のOS については、電子請求受付システムの【動作環境】画面を確認してください。【動作環境】画面の確認方法は、[電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編) 3.8. 動作環境]を参照してください。

#### (3) 障害者総合支援電子請求ヘルプデスクの対応

サポート終了後もヘルプデスクへのお問い合わせの受け付けは継続しますが、Windows 7 に依存する内容については、対応できかねる場合があります。

#### (4) その他

今回のOS の動作保証変更について、【動作環境】画面はサポート終了日の翌日以降に更新を行います。

また、今後関連する情報・資料等を順次提供する予定です。提供時期及び内容を以下の表に示します。

提供時期(予定)	提供先	情報・資料等	内容
令和元年12月	事業所代理人	お知らせ	Windows 7 の製品サポート終了への対応について

また、現在電子請求受付システムにおいて動作保証対象としているOS のうち、サポート終了日についてMicrosoft 社より発表されているものを以下に示します。

OS 種別	サポート終了日(※)
Windows 7	2020 年1 月14 日
Windows 8.1	2023 年1 月10 日
Windows 10	2025 年10 月14 日

※サポート終了日はMicrosoft 社の意向により、変更される可能性があります。